

広島県告示第七百二十一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百七十七条及び第一百八十条の規定によつて、男子自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）の採用試験について、次のとおり告示する。

平成二十一年七月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 試験期日

平成二十一年九月六日（日）

二 試験場所

陸上自衛隊海田市駐屯地（安芸郡海田町寿町二番一号）

三 試験内容

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

四 採用予定数

二等陸士、二等海士及び二等空士合わせて五十名程度

五 応募受付期間

平成二十一年七月二十一日（火）から平成二十一年八月二十八日（金）まで

六 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

1 採用予定月の一日現在において満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者であること。ただし、平成二十二年三月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者を除く。

2 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しない者であること。

七 合格発表日

試験時に通知する。

八 その他

詳細は、自衛隊広島地方協力本部、自衛隊広島地方協力本部の各地域事務所に問い合わせること。